

弁護士が授業をしに学校に伺います！

申込み先着順で**無料\*授業枠**あります！  
(※派遣弁護士の日当ほか旅費含む)

## 「**弁護士によるいじめ防止授業**」のご案内

### 弁護士がお手伝いします！

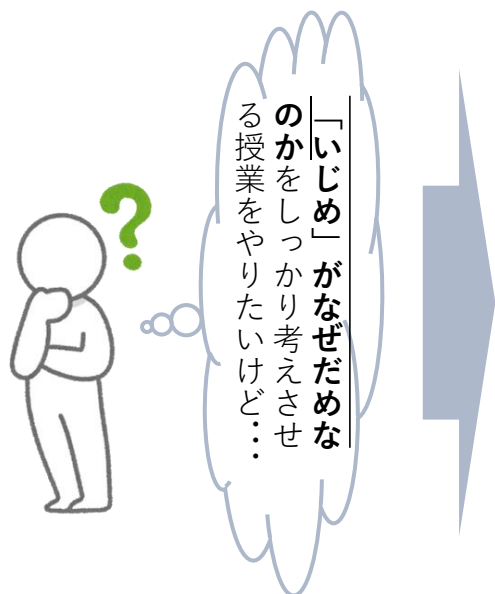
いじめの防止のためには、「個人の尊厳という価値を理解し、他者を尊重して共生することの重要性を考えさせる授業」が重要ではないかと考えられます。

鹿児島県弁護士会では「法教育」の普及に取り組んでおりますところ、他者の立場にも立って多角的に物事を考えさせる法教育の手法がいじめ防止のための授業にも有用であると考えております。そこで、当会では、法教育普及活動の一環として

「弁護士によるいじめ防止授業（小4～6年生対象）」を実施しています。法の専門家であり、「いじめ」「人権」といった抽象的な概念を具体的に語る事ができる弁護士による授業を、ぜひ実施してみませんか？

R3年度実績：36校52コマ

(いじめ防止授業のほか法教育授業も含む)



#### 【授業の内容】

- ・「いじめられる方が（も）悪いのか」という問いを通じて、なぜいじめはいけないのか、人権の観点からわかりやすく解説します。
- ・「これはいじめかな？」という問いを通じて、「いじめ」とは何か、いじめ防止対策基本法の定義も併せて、わかりやすく解説します。
- ・報道等があったり、裁判になった過去のいじめ事件の実例や、弁護士の経験を紹介し、いじめについて具体的に学びます。
- ・いじめの四層構造論を漫画の登場人物に例えて、いじめをなくすためにそれぞれ何ができるか、特に「傍観者」の役割について、考えます。

※詳しい授業例は裏面へ！

#### 【実施校からいただいた感想等】

- ・法律の専門家からの講話でしたので重みがあった（説得力があった）
- ・教師とは違う立場から「いじめは絶対ダメだ」と話していただけたので児童も「いじめ」の重さを改めて感じる事ができた
- ・実際の遺書を引用したことで生徒が追い詰められている人の心を考える事ができたと思います
- ・いじめられている生徒に対して「自分は味方だよ」と言ってあげるといった具体的な行動を示していただいた点など今後には活かされると思いました

◎ 授業へのご希望等には柔軟に対応いたします。打合せ時にご相談ください。

◎ 対象学年は授業で扱う内容に鑑みて「小学校4～6年生」としてはいますが、低学年への授業についてもご相談に応じます。

◎ 申込締切は**授業希望日の2か月前まで**

◎ 申込書ダウンロードは**HP**へ！

